

中国の新「不法行為法」と環境責任

張 挺*

目 次

はじめに

- ・ 中国民法の動向と不法行為法の制定
- 1. 民法の動向
- 2. 2009年不法行為法の制定
- ・ 2009年不法行為法の特徴
- 1. 不法行為法の独立化
- 2. 大陸法と英米法の二重の影響
- 3. 帰責原理の特徴
- 4. 保護される権利・利益と負担方式の多様化
- 5. 共同不法行為
- ・ 2009年不法行為法と環境不法行為責任
- 1. はじめに
- 2. 因果関係の立証
- 3. 違法性要件の要否
- 4. 差 止 め

おわりに

はじめに

中国における環境問題は、1979年以降の「改革開放」による工業化の進展にともない、ますます深刻化している。その原因としては、産業優先の風潮や環境保護部局による汚職問題が取り沙汰される一方、法的には、現行法の不備が大きな要因となっていることが指摘されている。環境問題の解決には、さまざまな分野の法が独自の役割を果たさなければならない。

* ちょう・てい 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

なかでも、被害者救済のため、民法（環境私法）の果たすべき役割が重要であることは、言うまでもないだろう。

ところで、中国では、1986年に制定された民法通則で、環境不法行為に関する無過失責任規定（同法124条）が置かれ、その3年後に制定された環境保護法では、「危害の排除」と損害賠償を内容とする責任規定¹⁾が置かれた（同法41条）。また、訴訟法の分野では、1992年に「民事訴訟法の適用に関する若干の問題の意見」以下では「1992年司法解釈」が、また2001年には「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」が制定され、これらの司法解釈²⁾を通じて証明責任の転換が図られることとなった。そして、こうした一連の流れをうけ、2009年に不法行為法³⁾ 正式名は「侵權責任法」と言い、日本語では「権利侵害責任法」となる。以下では「2009年不法行為法」とするが制定された。この法律は、民法・不法行為法全般を規律の対象とするものであるが、環境不法行為に関しても重要な規定を置いており、この分野における立法の到達点を示すものとして、きわめて重要なものといえる。

本稿は、こうした状況をうけ、中国における環境民事責任の理論的到達点を明らかにしようとするものである。具体的には、まず、中国民法全般

-
- 1) 水污染防治法、大気污染防治法、海洋污染防治法などの環境単行法においては、環境保護法の内容と精神に照らして、無過失責任や差止めに関する規定が盛り込まれている。
 - 2) 中国でいう司法解釈とは、中国の最高裁判機関としての最高人民法院が法律により与えられた職権に基づいて、法律を実施する過程において具体的にどのように法律を実施するかについて発布した、司法上の効力のある解釈である。中国では、司法解釈は非常に重要な法源である。
 - 3) この法律は、中国語で、「侵權責任法」といわれている。本法の名称の日本語訳としては、「中華人民共和国不法行為法」（森脇章・石黒昭吉（訳）法律時報82巻2号69頁、西村峯裕・周哲（訳）産大法学44巻1号6-1頁）や「中華人民共和国不法行為責任法」（王晨（訳）法学雑誌53巻3・4号606頁、浅野直人・林中学（訳）福岡大学法学論叢55巻1号161頁、銭偉栄（訳）高岡法学28号197頁）などがある。また、「権利侵害責任法」をそのまま使っている訳もある（たとえば、住田尚之「中華人民共和国権利侵害責任法（不法行為法）の解説」NBL 926号72頁、胡晗「中国『権利侵害責任法』の制定について」国際商事法務38巻2号243頁）。

の立法動向を簡単に振り返り()、2009年不法行為法の特色について述べたうえで()、個々の論点における問題点を浮き彫りにする。なお、こうした目的のもと、本稿は、環境民事責任に関するさまざまな論点のなかから、因果関係の立証、違法性要件の要否、差止めの3つに検討対象を絞ることとする()。

・中国民法の動向と不法行為法の制定

1. 民法の動向

(1) 民法典制定への動き

現在のところ、中国には民法典は存在せず、いくつかの民事単行法が全体として中国民法を形作っている状況にある。

歴史的にみれば、中国では、過去に数回、民法典を制定しようとする動きがあった。最初の民法典草案は、清朝末期の「大清民律草案」(1911年)である。これは、日本の松岡義正等の起草によるものであり、日本法の影響を強く受けたものであったが、清朝の崩壊により施行されることはなかった。その後、中華民国は、1929年に、大陸法系の民法典を参考にしながら「中華民国民法」を制定した。これが現在の台湾民法典である⁴⁾。

1949年に中華人民共和国が成立したとき、時の中国政府は、「国民党の六法全書を廃棄」し、民事法の体系を新たに構築しようとした。こうした動きのなか、今日にいたるまで、過去に4度、民法典草案が作られ、または起草が試みられている。1つ目は、1954年から1956年にかけてソ連民法の強い影響下で起草されたものである。しかしこれは、政治的理由により審議に付されることなく挫折した。2つ目は、1962年から1964年にかけて起草されたものであるが、これも、文化大革命(1966年～1976年)の煽りを受け、結局は失敗に終わった。3つ目は、改革開放の時代に入った1979

4) この段階の歴史については、西村幸次郎編『現代中国法講義(第3版)』(法律文化社、2008年)第5章民法(周剣龍執筆)91頁以下参照。

年に起草作業が開始されたものである。これにより、「婚姻法」、「民法通則」、「契約法」などの単行法が相次いで制定された。しかし、こうした一連の立法が、統一的な民法典へと結実することはなかった。また、2001年のWTO(世界貿易機関)への加盟をうけ、中国では国内法の整備が強力に推し進められることとなった。こうした流れのなか、2002年に4つ目の民法典草案 以下、本稿では「2002年民法典草案」とする が起草された。この草案は、建国以来、初めて立法機関による審議に付されたものであるが、立法化に慎重な見方もあり、今日に至るまで現行法となっていない⁵⁾。

このように、中国における民法典の立法作業は、多くの挫折を味わった。その原因としては、さしあたり次の3点を挙げることができる。まず、社会主義国家である中国では、私有財産制が十分に浸透していないため、このことが私権を基軸とする民法典の制定にとって障害になっていることが考えられる。次に、民法典の立法化にあたり、歴史上さまざまな政治運動が行われてきたということである。これは、国民の民法典に対する意識に暗い影を落としていると思われる。最後に、中国の法学界において、民法理論が十分に発展してこなかったことも影響していると思われる。民法上の概念や体系や制度に関し、中国の法学界は、まだ十分な議論を行っておらず、多くの重要な問題について統一した見解に至ってはいないのが実情である。

(2) 現行民法の構成とその将来像

すでに述べたように、中国では、改革開放の時代に入って以降、民法に関する重要な単行法がいくつか制定されている。まずは、これらの法律を

5) 建国後(1949年以降)の民法制定史は、野村好弘ほか『中国民法の研究』(学陽書房、1988年)2頁-3頁、高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か』(岩波書店、2010年)180頁以下、高見澤磨「中国民法の総論的分析序説」ジュリスト1406号30頁以下参照。このうち高見澤論文は、1991年までの立法(民法通則等)は、計画経済メカニズムを主として、それを市場メカニズムで補うことを前提としたものであり、それ以後は、市場メカニズムを全面的に導入する中でおこなわれたものとする。

中国の新「不法行為法」と環境責任（張）

制定された年	法律の名称	バンデクテン方式の民法典における規定位置	将来の中国民法典の可能像
1986年	民法通則	総則編，物権編・債権編，涉外関係の法適用 ⁶⁾ の一部	総 則
2007年	物 権 法 ⁷⁾	物 権 編	物 権 編
1999年	契 約 法 ⁸⁾	債 権 編	債 権 編
2009年	不法行為法	債 権 編	不法行為編
1980年	婚姻法など ⁹⁾	親 族 編	親 族 編
1985年	相 続 法	相 続 編	相 続 編

概観し，中国民法の現在の状況を把握することにしよう。

中国民法の立法作業は，各部門法の問題を徐々に解決したうえで，最後に統一民法典を制定するという順序で進められてきている。2002年民法典草案は，こうした立法プランのなかで打ち出されたものということができるが，上述したように，これがそのまま民法典として制定される見通しは立っていない。

ところで，現在，統一民法典の編纂作業において，次の3点につき議論が行われている。第一に，人格権法を独立の1編とするかどうかである。伝統的な民法典は，財産法を中心に構築されたため，人格権の保護があまり重要視されていない。しかし，現代社会において，人格権の保護は重要課題とされている。そこで，人格権法の独立化の議論が盛んに行われている。

第二に，知的財産権をどのように民法典に配置するかである。知的財産

6) 「涉外民事関係法律適用法」は，2010年10月28日全国人民代表大会常務委員会で可決されたものであり，2011年4月1日から施行される。日本語の紹介と訳としては，袁藝「中国『涉外民事関係法律適用法』」国際商事法務38巻11号1509頁以下参照。

7) その前に，「担保法」（1995年）等の法律がある。

8) その前に，「経済契約法」（1981年），「涉外経済契約法」（1985年），「技術契約法」（1987年）がある。本法は，これらを統一したものである。

9) 婚姻法のほか，養子縁組法，扶養法などの法律がある。

権の保護も、人格権の保護とともに、現代社会における重要課題のひとつと言ってよいだろう。そこで、こうした新しい権利を民法典のなかにどのように位置づけるべきかが、盛んに議論されている。

最後に、法典全体の体系性とかかわって、債権総則を設けるべきかどうかの問題となっている。全体としてみれば、将来の中国民法典は、パンデクテン方式を基礎としつつも、これとは異なった要素を取り込んだものとなることが予想される¹⁰⁾。中国民法典の構成に関する論争は、今後とも続いていくものと思われるが、その際、伝統的なパンデクテン方式に倣って債権総則を置くのか、それとも個々の債権発生原因を重視した体系をとるのかは、大きな問題となるだろう¹¹⁾。

2. 2009年不法行為法の制定

すでに述べたとおり、中国では、2009年に単行法としての「不法行為法」が制定された。この法律は、2002年民法典草案の「不法行為編」に基づいて制定されたものであり、2010年7月1日から施行されている。

2009年不法行為法の編纂においては、当初、この法律の名称を「侵權行為法」(「權利侵害行為法」)とすべきか、「侵權責任法」(「權利侵害責任法」)とすべきかで争いがあった。前者の立場 行為説 は、不法行為法の本質を行為に求める。それによると、不法行為法は、主要には、行為者の行為態様とその他の構成要件を規律するものであり、責任の基礎は侵害行為に求められるべきことになる¹²⁾。一方、後者の立場 責任説

10) 2002年の民法草案の編別は、第一編総則(117ヶ条)、第二編物権法(329ヶ条)、第三編契約法(総則・分別)(454ヶ条)、第四編人格権法(29ヶ条)、第五編婚姻法(50ヶ条)、第六編養子縁組法(33ヶ条)、第七編相続法(35ヶ条)、第八編不法行為法(68ヶ条)、第九編涉外民事法律の適用(94ヶ条)と合わせて9編1221ヶ条である。

11) 藤岡康宏「中国民法典草案の意義 債権総則の必要性及び不法行為法の発展について」早稲田法学79巻1号227頁-243頁。

12) 梁慧星「中国侵權法的制定」早稲田大学孔子学院にて発表(2009年7月、中国法学ネット <http://www.iolaw.org.cn>)

は、不法行為法の本質を責任に求める。それによると、現行の「民法通則」は、「民事責任」と題する章（第6章）をもち、そのなかで契約責任と権利侵害責任とを規定している。したがって、こうした構造を維持するかぎり、単行法としての「不法行為法」でも、責任を基軸とした体系を構築すべきことになる¹³⁾。また、「責任説」からは、「行為説」に対し、次のような批判がなされる。「行為説」は自己行為を強調すぎる。しかし現代社会では徐々に他の人の行為についても責任を負うようになっている。また、行為説は過失を強調すぎる。しかし現代社会では衡平（公平）責任とか、危険責任とか、過失を要件としない責任が徐々に増えている¹⁴⁾。

このような争いの中、すでに述べたように、立法者は、2009年不法行為法の正式名称を「侵權責任法」とした。つまり、この論争は、責任説の勝利に終わったことになる。

・2009年不法行為法の特徴

2009年不法行為法の制定が実務にどのような影響をもたらし、それがどのように評価をされるのかについては、今後とも見守っていく必要があるが、同法に、少なくとも次のような特徴があることは明らかである¹⁵⁾。

1. 不法行為法の独立化

2009年不法行為法の制定にともない、不法行為法は、中国の民法体系のなかで独立した地位を与えられることとなった。この不法行為法の独立化

13) 郭明瑞「侵權行為法還是侵權責任法」(中国社会科学院ネット <http://www.cass.net.cn>)。

14) 王利明「我国侵權法起草中的主要疑難問題」第2回中欧不法行為法国際ワークショップの発表(中国民商法律ネット <http://www.civillaw.com.cn>)。

15) 2009年不法行為法の立法背景、経緯については、住田尚之「中国における新しい不法行為法の制定」ジュリスト1406号46頁以下、朱擘「中国の侵權責任法（不法行為法）の概要と比較法的特徴」静岡大学法政研究15巻1号5頁以下、高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か』(岩波書店、2010年)199頁以下参照。

には、次の2つの意義がある。

(1) 単行法としての意義

理論上、不法行為法は、民法債権法の一分野であり、契約法、事務管理
法、不当利得法とともに債権の発生原因の1つとされている。したがって、
不法行為法は、民法のなかでも債権法の特異な一分野にすぎないことにな
る。こうした事情を反映して、大陸法系の民法典において、不法行為法の
条文数は、かなり少ない。例えば、フランス民法典の不法行為に関する条
文は5ヶ条のみであり、日本民法典では16ヶ条、ドイツ民法典では31ヶ条
にすぎない。

しかし他方で、不法行為法が、現代社会においてもつ意義は、決して小
さなものではない。2009年不法行為法は、不法行為法全般を規律の対象と
する世界で初めての成文単行法である¹⁶⁾。これは、不法行為法を債権の発
生原因という位置づけから解放し、独立した法分野として確立したという
点で、英米法における「Tort Law」とよく似た傾向といえる。

(2) 民法典の独立した1編としての意義

不法行為法の独立化のもうひとつの意義は、現在進められている統一民
法典の編纂作業において、不法行為法を債権編から独立した1編として位
置づける可能性を与えた点にある。こうした規定方法は、伝統的な民法理
論を維持する学説から強い批判を受けたが、2002年民法典草案は、独立し
た不法行為編を置いている。そして、この流れは、2009年不法行為法に
よって、より一層確実なものとなった。

ところで、この立場を支持する論者は、その理由を次のようにまとめて
いる¹⁷⁾。

不法行為法においては、債権法の一分野としての性格よりも、その

16) 楊立新「我国侵權責任法草案对国外立法經驗的借鑒」中国法学 2009(5) 129頁。

17) 王利明「論侵權行為法的獨立成編」現代法学 2003(4) 3頁-15頁。この点に関する日
本語の文献としては、于敏「中国民法・不法行為法の起草について」比較法学36巻2号
(2003年) 140頁-141頁がある。

独自の性格が前面に出ていると言ってよい。不法行為責任の負担方式（効果）は多様であり、債権法の原則には不法行為法に適用することができないものが少なくない。また、不法行為法の原則には、債権法の体系では受け止められないものもある。さらに、現代社会における不法行為の多様さ、複雑さも、債権法には受け止められないものである。

不法行為法は、本来的には責任法なのであり、損害賠償法にとどまるものではない。伝統的な不法行為法は、損害賠償請求権の発生を唯一の効果とするが、これでは、被害者の救済として十分ではない。

法的安定性の確保のため、詳細な規定を置くべきである。大陸法系の不法行為法は、あまりに簡素で抽象的にすぎるため、法適用にあたって裁判官の自由裁量の余地が広く認められる。このことは、法制先進国である欧米や日本では問題ないのかもしれないが、法適用の実態をみるかぎり、中国では問題である。また、新しい不法行為類型においては、どの基準に依拠し、どの法律を適用するのかが困難な問題であるが、この点に関し、中国の裁判官の資質には問題がある。したがって、こうした点からも、不法行為に関する規定を詳細に定めておく必要がある。

すでに制定されている民法通則との関係でも、不法行為法を独立させるべきである。民法通則は、債権法と不法行為法とを分けて規定しており、すでに不法行為法の独立化が図られている。また、2007年に制定された物権法では、物権的請求権ないしは絶対権請求権について規定されているが、不法行為法においても、損害賠償請求権および絶対権請求権について定めておく必要がある¹⁸⁾。

2. 大陸法と英米法の二重の影響

2009年不法行為法は、成文法であるという点で大陸法の影響を受けている

18) 王利明「論侵權行為法的獨立成編」現代法学 2003（4）11頁-13頁。

が、不法行為法の独立化という点では英米法の影響をも受けている。こうした大陸法と英米法からの二重の影響は、以下の点にも認めることができる。

まず、一般的条文と具体的条文との融和である。大陸法における不法行為法の立法モデルは、一般的・抽象的な条文によって、あらゆる不法行為事例を規律しようとする。一方、英米法の立法モデルは、なるべく多くの不法行為類型を定めることで、個別の事案に対応しようとする。例えば、アメリカの不法行為法リステイメント(Restatement of Tort Law)は、不法行為を13種類に分けて規定している。また、イギリス法も、8種類の不法行為を定めている¹⁹⁾。2009年不法行為法は、大陸法における一般的・抽象的な条文モデルと英米法における具体的・個別的な条文モデルの両方を取り入れており、この点で両法系の融和がみられる。

次に、損害填補と懲罰的損害賠償の併置である。2009年不法行為法は、大陸法系の不法行為法と同様、損害填補を主要な目的としているが、英米法にみられる懲罰的損害賠償の規定も有している²⁰⁾。同法47条は、消費者権益保護法49条²¹⁾および食品安全法96条²²⁾をふまえ、懲罰的損害賠償について規定している。

立法者の考えによると、懲罰的損害賠償の主要な目的は、被害者の損害を填補するものではなく、故意的な不法行為に懲罰を加え、かつその行為を抑制することにある。賠償の機能からすれば、懲罰的損害賠償の役割は、

19) 馮巴尔『欧洲比較侵權行為法(上)』(法律出版社,2002年)337-355頁。

20) 中国の懲罰的損害賠償に関する議論については、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室『中華人民共和國侵權責任法解讀』(中国法制出版社,2010年)233頁以下参照。

21) 事業者は、商品またはサービスを提供するときに詐欺行為を行った場合には、消費者の要求に従って、その受けた損害の賠償を増額しなければならず、賠償を増額する金額は消費者が購入した価格、またはサービスを受けた費用と同額とする。

22) 本法の規定に違反して、人身、財産又はその他の損害をもたらした場合は、法に基づいて賠償責任を負わねばならない。食品安全基準に適合しない食品を製造した場合、又は食品安全基準に適合しない食品であることを知りながら販売した場合、消費者は損害賠償を請求すること以外に、製造者又は販売者に対して支払い金額の十倍の賠償金を請求することができる。

補償ではなく、抑止を通じて加害者の注意義務を高めることにあるものである²³⁾。

ところで、2009年不法行為法の懲罰的損害賠償においては、次の2つの点が問題視されている。まず、懲罰的損害賠償の適用範囲が製造物責任に限定されていることである²⁴⁾。この点に関しては、同法の草案段階において、悪質な環境汚染や、故意による人身損害の場合にも懲罰的損害賠償を肯定すべきとの意見が示されていた²⁵⁾。次に、賠償額については、消費者権益保護法49条が二倍賠償を、食品安全法96条が十倍賠償を規定しているが、2009年不法行為法はこのような規定をもっておらず、どの程度の賠償が命じられるのかが明確になっていない。

3. 帰責原理の特色

続いて、帰責原理の点においても特色がみられる。

(1) 学説および立法の現状

民法通則が制定されて以降、今日に至るまで、中国の民法学界では、不法行為法の帰責原理に関して様々な見解が示されてきた²⁶⁾。これらの見解は、一元説、二元説、三元説、および四元説に分けることができる。

まず、一元説は、不法行為法の帰責原理を過失責任に一元化する。この説によれば、法律の規定によって過失要件が不要とされる場合、そのような責任は、例外として位置づけられる。次に、二元説は、不法行為法の帰責原理を過失責任と無過失責任に大別する。この説によれば、中間責任は過失責任に位置づけられ、独立した帰責原理としては扱われない。また、当事者に過失がなくても事情によって加害者に損害（またはその一部）を

23) 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室『中華人民共和國侵權責任法解讀』（中国法制出版社、2010年）236頁参照。

24) 謝勝哲「中華人民共和國侵權行為法草案綜合評析」社会科学2008（9）94頁。

25) 楊立新「我國侵權責任法草案對國外立法經驗的借鑒」中国法学2009（5）133頁-134頁。

26) 梁慧星「中国侵權法的制定」早稲田大学孔子学院にて発表（2009年7月）、李建光「論我國侵權行為法歸責原則体系的構成」湖南師範大学学报2007（3）55頁-56頁。

負担させるという衡平責任(中国で公平責任という)の規定は、賠償範囲を判断する際の考慮要素として捉えられ、責任根拠に関するルールではないことになる。次に、三元説は、帰責原理を過失責任、無過失責任、中間責任の3つとする説と、過失責任、無過失責任、衡平責任の3つとする説に分かれる。最後に、四元説は、過失責任、無過失責任、中間責任、衡平責任の4つを帰責原理とする²⁷⁾。これらのうち、もっとも支持者が多いのは、二元説である²⁸⁾。

では、こうした学説の議論状況のなか、立法においては、どの立場がとられているのだろうか。

まず、民法通則は、106条で過失責任および無過失責任を²⁹⁾、また132条で衡平責任を規定している³⁰⁾。ただし、条文の体系的な位置からすると、同法は、過失責任と無過失責任のみを帰責原理としていると考えられる。これは、2003年に制定された司法解釈「人身損害賠償事件の審理に当たって適用される法律に関する若干の問題の解釈」³¹⁾をみて明らかである。この司法解釈では、民法通則が規定する無過失責任につき、さまざまな解釈ルールが打ち出されているが、このことは、無過失責任が過失責任とならば重要な帰責原理であることを示している³²⁾。

27) 王利明『『侵權責任法』的中国特色解讀』法学雜誌2010(2)1頁-6頁。

28) 黄芬「侵權法立法上重大疑難問題 中国民法学会2008年年会回顧」河北法学2009(2)18頁。

29) 「民法通則」106条：

第1項 公民、法人は、契約に違反し又はその他の義務を履行しない場合には、民事責任を負わなければならない。

第2項 公民、法人は、過失によって国家、集団の財産を侵害し、又は他人の財産、人身を侵害した場合には、民事責任を負わなければならない。

第3項 過失がなくても、法律によって民事責任を負うべき場合には、民事責任を負わなければならない。

30) 「民法通則」132条：損害の発生について当事者のいずれも過失がない場合には、実情に応じて、当事者で民事責任を分担することができる。

31) この司法解釈の具体的な内容は、「人身損害賠償事件の審理に当たって適用される法律に関する若干の問題の解釈」岳衛(訳)(立命館法学294号138頁以下)参照。

32) なお、2002年民法草案「不法行為編」は、「民法通則」の精神を受けついで、二元

一方、2009年不法行為法は、過失責任、無過失責任、および衡平責任のほか、中間責任の規定をも有している。そこで、同法が帰責原理につき、どのような立場をとっているのかが問題となる。2009年不法行為法の起草者のひとりである王利明によれば、同法の体系は、帰責原理に基づいて構築されている³³⁾。

すなわち、同法はまず、第1章「一般規定」において、「民事權益」の侵害により「權利侵害責任」が発生することを定め（2条）、第2章「責任の形成及び責任の方式」において、過失責任（6条1項）、中間責任（6条2項）、無過失責任（7条）、および衡平責任（24条）について規定している。また、第5章から第11章にかけては、「製造物責任」や「車両交通事故責任」など、個別の事故類型に対応した責任規定が配置されている。もっとも、このうちの第9章は「高度危険責任」と題されており、危険責任の一般ルールとしての性格をもっているとみることできる。以上を整理すると次のようになる。

第1章「一般規定」	「民事權益」の侵害による「權利侵害責任」の発生	2条
第2章「責任の形成及び責任の方式」	過失責任 中間責任 無過失責任 衡平責任	6条1項 6条2項 7条 24条
第5～11章 事故類型ごとの責任規定	「製造物責任」(第5章) 「車両交通事故責任」(第6章) 「医療損害責任」(第7章) 「環境汚染責任」(第8章) 「高度危険責任」(第9章) 「動物飼育損害責任」(第10章) 「工作物責任」(第11章)	41条以下 48条以下 54条以下 65条以下 69条以下 78条以下 85条以下

説を採択するものである。

33) 王利明『『侵權責任法』的中国特色解讀』法学雜誌 2010(2) 1頁-6頁。

このように、2009年不法行為法では、事故類型ごとの責任規定が充実している。そしてこのうち、「医療損害責任」を除く6つの責任規定において、主に無過失責任がとられている。同法が無過失責任を広範に認めたことについては、社会主義国家における不法行為法として、被害者への補償を強力に推し進めようとしたことによるとの指摘がある³⁴⁾。

また、同法では、第2章において衡平責任(公平責任)の規定が置かれていることも注目される³⁵⁾。24条は、「被害者及び行為者いずれにも損害の発生について故意及び過失がないときは、実際の状況に基づき、双方に損失を分担させることができる」と規定する。このような規定をめぐって学説上は、これを、独自の帰責原理ではなく、損害(「損失」)の分担に関するルールとする見解が支配的である。しかし、同条が「責任の形成及び責任の方式」に関する規定であることからすれば、独立した帰責原理を打ち出したものと解することもできるだろう³⁶⁾。なお、この規定については、条文の文言上において何らの制限も持っていないから、運用次第でいかようにも適用場面が拡大しうる点に懸念が残るとの指摘がある³⁷⁾。

(2) 帰責原理の多様化

ところで、2009年不法行為法では、事故類型ごとの責任規定群内部においても、複数の帰責原理が並存しており、「帰責原理の多様化」とも言うべき傾向がみられる。

34) 謝勝哲「中華人民共和国侵權行為法草案総合評析」社会科学2008(9)93頁。一方、このことによって、過失責任が保障する個人の行動自由の範囲が縮小されるおそれや、個人の自由保障の脆さなどの批判もある。例えば、朱暉「中国の侵權責任法(不法行為法)の概要と比較法的特徴」静岡大学法政研究15巻1号19頁は、2009年不法行為法が過失責任原則と拳証責任の転換・無過失責任原則とを併存させる構造になっていることは「行動の自由が相当制限されているという印象を与えかねない」とする。

35) 中国の衡平責任(公平責任)の経緯については、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室『中華人民共和国侵權責任法解説』(中国法制出版社、2010年)104頁以下参照。

36) 「不法行為法」24条を独立した帰責原理「公平責任」を打ち出したものと解するものとして、王利明「『侵權責任法』の中国特色解説」法学雑誌2010(2)1頁-6頁。

37) 住田尚之「中国における新しい不法行為法の制定」ジュリスト1406号51頁。

例えば、第7章「医療損害責任」では、54条で「医療機構及びその医療関係者」の過失責任が規定されているが、他方で、患者の損害が、病歴資料の隠匿や偽造等による場合には、中間責任となることが規定されている（58条）。また、薬品の欠陥等による損害事例において「医療機構」が負う責任は、薬品等の生産者の責任と同様、無過失責任になるとされている（59条）。

次に、第9章「高度危険責任」では、69条で「高度危険作業」の場合における無過失責任が規定されているが、核事故や民間用航空機事故などの場合においては、被害者の故意が免責事由となっている（70条、71条）。また、可燃物、爆発物、毒物、放射性物質による事故の場合や、高所、高圧、地下の発掘活動による事故の場合などにおいては、「被害者の故意又は不可抗力」が免責事由となっている（72条、73条³⁸⁾。

最後に、第11章「動物飼育損害責任」では、78条で「被権利侵害者の故意又は重大な過失」を減免責事由とする無過失責任が規定されているが、「危険な動物」による事故の場合には、こうした減免責事由はない（80条）。また、動物園の責任については、「管理職責を尽くしたこと」により免責されるとしており、中間責任がとられている（81条³⁹⁾。

4. 保護される権利・利益と負担方式の多様化

(1) 保護される権利・利益

2009年不法行為法2条1項は、不法行為責任「権利侵害責任」の成立要件として、「民事權益」(権利・利益)の侵害を挙げている。また、同条2項は、「民事權益」をいくつか列挙している。これらは、人身権主に生命権、健康権、氏名権、名誉権、荣誉権、肖像権、プライバシー権などの人格権、および婚姻自由権、後見権などの身分権、

38) 「民法通則」123条では、高度危険責任の場合は、一律に無過失責任とされている。

39) 「民法通則」127条と比べて、危険な動物による事故の場合と動物園の中間責任が新たに加えられている。

財産権 主に所有権, 用益物権, 担保物権などの物権, 人身権と財産権の両方の属性を備える権利 主に著作権, 特許権, 商標権などの知的財産権および発明権, 株主権, 相続権などの3種類からなっている⁴⁰⁾。また, 同項は, これらの「権益」を挙げたうえで, 最後に「等」の文字を加えている。このように, 2009年不法行為法における「民事権益」は, 日本民法709条の「他人の権利又は法律上保護される利益」と同様, 開かれたものとなっている。しかし, 中国における「民事権益」の広さについては, 被害者の救済を通じて社会の安定を促進しようとするものであり, 保護対象の拡大により個人の自由行動の範囲が縮小されることに対する配慮が見当たらないとの指摘もある⁴¹⁾。したがって, 中国不法行為法における「民事権益」の広さが持つ意味については, 日本法における「権利侵害から違法性へ」の転換や, 近時の保護法益の拡大⁴²⁾とも比較しつつ, さらに検討が必要である。

(2) 負担方式の多様化

ところで, 2009年不法行為法の最大の特色は, 不法行為責任の「負担方式」(効果)の多様さにある。同法15条1項は, 「権利侵害責任」の負担方式として, 損害賠償のほか, 差止め, 原状回復, 謝罪など, 8種類の方法を列挙している。また, このほかにも, 22条では慰謝料が⁴³⁾, また47条では懲罰的損害賠償が規定されている。

40) 胡晗「中国『権利侵害責任法』の制定について」国際商事法務38巻2号(2010年)243頁。

41) 朱擘「中国の侵權責任法(不法行為法)の概要と比較法的特徴」静岡大学法政研究15巻1号10頁。

42) 日本不法行為法における保護法益の拡大傾向については, 能見善久「新しい法益と不法行為法の課題: 総論」NBL 936号8頁以下参照。

43) 中国は, かつてから, 慰謝料に関する法律の実践においては, 保守的であった。1986年の「民法通則」は, 慰謝料を全く規定していない。その後, 最高人民法院は, 2001年に「不法行為における精神的損害賠償に関する若干の問題の解釈」を採択したものの, 法律上の規定としては, 2009年不法行為法で初めて「慰謝料」を規定したのである。この点で, 2009年不法行為法は, 中国の未来に慰謝料を請求する訴訟の門を開くものと思われる。

5. 共同不法行為

2009年不法行為法は、行為者が複数いる場合の責任を、行為者間に共同性がある場合とない場合とに分けて規定している。

このうち、前者に属するのが、数人が共同で権利侵害行為を行い、他人に損害を与えた場合に、各行為者に連帯責任を課す8条と、教唆者や幫助者に行為者との連帯責任を課す9条である。なお、8条の共同不法行為責任については、共同性の解釈をめぐる主観説と客観説との間で争いがある⁴⁴⁾。主観説をとると⁴⁵⁾、行為者間に意思連絡関係または共同過失がないかぎり共同性が認められないため、8条の成立範囲が狭くなる。一方、客観説をとると⁴⁶⁾、そのような連絡関係にかかわらず、客観的に共同性の有無を判断することになるため、同条の成立範囲が広がることになる。

次に、後者の責任は、さらに、各行為者の行為と損害との間の因果関係が明らかな場合と明らかでない場合とに分かれる。

まず、因果関係が明らかな場合については、11条と12条が規定している。11条は、「2人以上でそれぞれ権利侵害行為を行って同一の損害を生じさせ、各人の権利侵害行為がいずれも全ての損害を生じさせるに足りる」場合に、各行為者に、生じた損害について連帯責任を課す。つまり、このような場面では、8条と同様の効果が与えられることになる。一方、12条は、「2人以上でそれぞれ権利侵害行為を行って同一の損害を生じさせた場合において、責任の大小を確定することができる」場合に、各行為者に「相応の責任」を課す。11条が、累積的因果関係の場合を規定していることは明らかであるが、それとの関係で12条をみた場合、同条は部分的因果関係の場合を規定していることになる。ただ、条文はあくまで「責任」の大小を問題にしている。したがって、この「責任」のなかに、因果関係（寄与

44) 学説および立法者の考えについては、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室『中華人民共和國侵權責任法解讀』（中国法制出版社、2010年）41頁-43頁。

45) 王利明『『侵權責任法』の中国特色解讀』法学雜誌 2010（2）1頁-6頁。

46) 楊立新「共同侵權行為及其責任的侵權責任立法抉抉」河南政法管理幹部学院学報 2006（5）3頁-6頁、同『侵權責任法』（法律出版社、2010年）96頁以下。

度)のほか、どのようなファクターを読み込むべきか あるいは、読み込むべきでないのか が今後の課題となると思われる。

一方、因果関係が明らかでない場合については、10条が規定している。すなわち、「2人以上で他人の人身、財産の安全に危険が及ぶ行為を行い、そのうち1人又は数人の行為が他人に損害を生じさせた場合において、具体的な権利侵害者が特定できたときは、権利侵害者が責任を負い、具体的な権利侵害者を特定することができなかつたときは、行為者は連帯責任を負う」。日本民法719条1項後段は、「共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができない」場合に、同様の効果を与える。つまり、日本法では、加害者不明の場面において、連帯責任を負う者の範囲を共同性要件によって画定している。これに対し、中国法では、「他人の人身、財産の安全に危険が及ぶ行為」を行ったかどうかを基準とし、共同性を要求していないのが特徴的である。また、10条は、文言上、因果関係の存否の不明を問題にするが、寄与度不明の場合をどう扱うべきかについては、明文の規定がない。したがって、この点は、今後の課題となるだろう。

・2009年不法行為法と環境不法行為責任

1. はじめに

「民法通則」には、環境不法行為の規定がある。「民法通則」124条は、「国の環境保全、汚染防止規定に違反して環境を汚染し、他人に損害を与えた場合には、法により民事責任を負わなければならない」と規定している。これによれば、環境不法行為に対して中国の民法は、最初から無過失責任を採用していたのである。その後、1989年に制定された「環境保護法」は、その41条で、「環境を汚染した者は、危害を排除する責任がある。かつ直接の被害者に賠償しなければならない」として差止め及び損害賠償を規定している。同時に、「環境保護法」では、消滅時効が普通の不法行

為の2年と異なり、3年になっている。「環境保護法」の精神を受けついで、その他の「水污染防治法」、「大気污染防治法」などの環境保護に関する単行法でも、ほぼ同じような内容が規定されている⁴⁷⁾。

訴訟法の面では、1992年司法解釈においてはじめて、環境汚染損害賠償訴訟の立証責任問題が触れられている。さらに、2001年の最高人民法院判所「民事訴訟証拠に関する若干規定」においても、この点が明らかにされている。具体的には、後で因果関係論において検討する。

2009年不法行為法では、独立の一章として環境不法行為に関する四つの条文が置かれている。65条は、これまでの伝統的方法と同じく、環境不法行為において無過失責任を確認するものである。66条は、行為と損害結果の因果関係の立証責任は、汚染者にあると規定している。67条は、汚染者が二人以上の場合において、その汚染物の種類、排出量などの要素によって、汚染への寄与度で責任の分担を確定するものである。68条は、第三者の過失によって汚染した場合において、被害者は汚染者が第三者のいずれかに損害賠償の請求が可能としている⁴⁸⁾。

本章では、環境不法行為責任に関する個々の論点につき、2009年不法行為法が制定された今日の問題状況を明らかにする。なお、冒頭でも述べたとおり、本稿では、因果関係の立証(2)、違法性要件の要否(3)、差止め(4)の3つに検討対象を絞ることとする。

47) 例えば、「大気污染防治法」第62条は、「大気を汚染した単位は、危害を排除する責任がある。かつ直接の被害者を賠償しなければならない」とする。

48) 詳しい紹介は、朱宝玲「中国権利侵害責任法について」国際商事法務38巻3号296頁参照。

2. 因果関係の立証

(1) 証明責任の転換に至る動き

中国民事訴訟法64条によると、当事者は自らの主張に対し、証拠を提出しなければならない。したがって、これを前提とすると、不法行為責任の要件である因果関係も、原告である被害者が立証しなければならないことになる。しかし、環境不法行為の分野では、被告が排出した物質が損害の原因であることを立証することは、原告にとってきわめて困難な問題となる。そこで、1990年代以降、こうした問題を克服するための一連の動きがみられる。

まず、1992年司法解釈は、その74条で、次のように規定している。「環境不法行為による損害賠償訴訟においては、被告は、不法行為の事実を否定するため、証明責任を負担する」。この司法解釈は、環境不法行為訴訟において原告の証明負担を軽減するものとして、一定の評価を得たが、責任要件のどの部分について証明責任の転換を図ったものなのかが不明確であるとの問題点が指摘された。そこで、2001年に制定された司法解釈、「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」は、その4条3項で次のように規定している。「環境汚染による損害賠償訴訟においては、加害者は、法律による免責事由、および行為と損害結果の間の因果関係の不存在に対して、証明責任を負担する」。そして、この司法解釈をうけ、固体廃物汚染環境防治法86条(2004年)や水污染防治法87条(2008年)に、因果関係の証明責任を転換する規定が置かれることとなった⁴⁹⁾。

そうしたなか、2009年不法行為法は、66条で次のように規定している。「環境を汚染したことにより生じた紛争においては、汚染者は、法律が定める責任を受けない、又は責任が軽減される事情、及びその行為と損害と

49) 内容としては司法解釈とほぼ同じである。例えば、「固体廃物汚染環境防治法」第86条は、「固体廃物汚染環境による損害賠償訴訟において、加害者は法律による免責事由、行為と損害結果の間因果関係がないことに対して、立証責任を負う」とする。この点に関する日本語の文献としては、片岡直樹「中国『水污染防治法』2008年改正の意義と課題」『中国の人権と市場経済をめぐる諸問題』(関西大学出版部、2010年)226頁以下がある。

の間に因果関係が存在しないことについて証明責任を負担する」。これを、以前の司法解釈に比べるならば、若干の相違点がある。まず、適用範囲は、「環境汚染による損害賠償の訴訟」から「環境を汚染したことにより生じた紛争」に変わっている。そして、立証責任が転換される事情として責任軽減の状況を加えている。しかし、全体として見れば、司法解釈の精神を受けついていると考えられる。

これにより、環境不法行為の分野において因果関係の証明責任が転換されることは、立法論上、揺るぎないものとなった。

(2) その問題点

以上のような証明責任の転換に関する立法の動向は、当事者間の地位・能力の格差⁵⁰⁾、蓄積損害の事例における証明困難⁵¹⁾といった観点から、学説においても好意的に受けとめられている。もっとも、こうした動向に対しては、民事訴訟法上は根拠が存在していない点、あるいは差止めに対する立証責任の転換を運用するかどうか不明であるといった指摘⁵²⁾もなされている。また、日本の法学者からは、既存の制度との整合性や、企業の調査能力との関係で、種々の問題点が指摘されている⁵³⁾。

ところで、こうした立法の動向とは別に、学説では、環境不法行為における因果関係の証明負担に関して、一定の議論がある。例えば、ある学説によれば、環境不法行為において、原告である被害者は、「一般的蓋然性」 5割以上の蓋然性に相当する 程度において因果関係の証明責任を負担し、被告たる加害者は、「高度の蓋然性」をもってその不存在を立証しなければならない⁵⁴⁾。こうした証明負担の分配に関する学説との関係でも、2009年不法行為法66条のルールをどのようなものとして理解し、どう評価すべきかが問題となるだろう。

50) 劉雪榮ほか「論環境汚染侵權中的証明責任」河北法学 2006(10) 120頁。

51) 片岡直樹『中国環境污染防治法の研究』(成文堂, 1997年) 152頁-153頁。

52) 羅麗『中日環境侵權民事責任比較研究』(吉林大学出版社, 2004年) 185頁-186頁。

53) 片岡直樹『中国環境污染防治法の研究』(成文堂, 1997年) 144頁-145頁。

54) 呂忠梅「環境侵權訴訟証明基準初探」政法論壇 2003(5) 32頁。

そこで、このような問題意識から、以下では、1992年司法解釈74条で証明責任の転換が規定されて以降、裁判実務が因果関係の立証に関してどのような対応をとってきたのかをみてみることにしよう。

(3) 裁判実務の動向

まず、【1】秦皇島の農民 VS 北京鉄道局事件(1999年)は、大連・秦皇島線の騒音を理由に、近隣の住民が北京鉄道局を相手どって差止めと損害賠償の訴訟を提起した事案であるが、北京鉄道運輸法院は、原告が鉄道の振動と建物の損傷との因果関係を証明できなかったとして、請求を棄却している。次に、【2】趙 VS 中国国際航空会社事件(2000年)は、原告が、被告である中国国際航空会社の修理工場の騒音により養豚場の豚の成長に悪影響が及び、経済損失を被ったとして、差止めおよび損害賠償を求めた事案であるが、北京順義区人民法院は、原告が騒音と損失との因果関係につき十分な証拠を提出することができなかったとして、請求を棄却している⁵⁵⁾。

これらの判決が下された時点では、すでに証明責任の転換を規定した司法解釈が制定されている。ところが、判決は、原則どおり民事訴訟法64条を適用しており、この司法解釈で示されたルールを考慮していない。これは明らかに、法の適用を誤ったものといえるだろう。

続いて、【3】浙江省平湖市漁業者 VS 化学会社事件(1996・1998・2000・2006年)は、水質汚染によって損害を受けた養殖場が、汚染物質を排出した企業に対して差止め、損害賠償の訴訟を提起した事案である。1審は、「化学会社5社から排出された汚染物質が排出基準を超えていること、およびカエルとオタマジャクシの死亡によって原告に経済的損失が発生したことは事実であるが、……カエルとオタマジャクシが水質汚染によって死亡したことは証明できていない」として、請求を棄却し

55) 以上の2つ事例については、羅麗『中日環境侵權民事責任比較研究』(吉林大学出版社、2004年)181頁・182頁参照。

た⁵⁶⁾。2 審は、証明責任の転換ルールの適用を認めたものの、「このルールは、過失の証明責任の転換に関するものであり、……因果関係は原告によって証明されなければならない」として、請求を棄却した⁵⁷⁾。また、再審は、因果関係に関する証明責任の転換を承認したうえで、次のように述べて請求を棄却した。「本件養殖場が示した証拠は、被告の環境汚染行為およびそれが引き起こしうる漁業被害という2つの事実について証明するものであるが、養殖場で飼育されたトノサマガエルの死因は明らかでなく、どの物質によって死に至ったのかが証明できていないため、原告が提出した証拠は因果関係の推定のための前提条件を充たしていない⁵⁸⁾。以上の判決に対し、最高人民法院は、次のように述べて被告の賠償責任を肯定している。「被告5社は十分な証拠をもってその汚染行為と損害結果との間の因果関係を否定していないため、養殖場の損害につき賠償責任を負うべきである⁵⁹⁾」。

1 審判決（1996年）は、【1】および【2】と同様、1992年司法解釈74条を無視し、原告に因果関係の証明責任を負わせている。また、2 審判決（1998年）は、同司法解釈をふまえ、証明責任の転換を行っているが、その対象を過失要件に限定しているのが特徴的である。この判決に対しては、環境不法行為には無過失責任が適用されるため（民法通則124条）、1992年司法解釈74条を「過失」の証明責任の転換を定めたものと解する余地はないのではないかという、根本的な疑問が提出されるだろう。また、再審判決（2000年）は、因果関係に関する証明責任の転換を認めているが、最高人民法院の判決（2006年）とは異なり、「因果関係の推定のための前提条

56) (1996) 平民初字第23号。中国においては訴訟の裁判文書は、一切公開されず、日本の最高裁判例集（民事）のような出版物も存在しないので、この裁判例文書は、中国の法律データベース「北大法意」による（以下同じ）。日本語の紹介は、王燦堯「中国において訴訟が環境権の保護および環境保全に果たす役割および今後の課題」新世代法政策学研究第6号55-60頁。

57) (1998) 嘉民再再終字第2号。

58) (2000) 浙法告申民再抗字第17号。

59) (2006) 民二提字第5号。

件」を設定しているのが特徴的である。

最後に、【4】福建省寧徳市の住民 VS 化学会社事件(2005年)は、被告の化学工場から排出される汚染物質により、原告に農産物被害および健康被害が発生したという事案であるが⁶⁰⁾、裁判所は、原告が被害発生の初歩的な科学的証拠も示していないにもかかわらず、汚染行為と損害との因果関係を推定し、差止めと損害賠償の請求を認容している⁶¹⁾。

この判決は、上記【3】の最高人民法院判決と同様、因果関係の証明負担を全面的に被告に課している。これに対し、一部の学説は、証明責任の転換のため、原告に因果関係に関する「初歩的な証明」をさせるべきと主張している⁶²⁾。これによれば、環境不法行為における因果関係の証明は、「『初歩的な証明』⇨立証責任の転換による推定⇨加害者の反証」というモデルになる。問題は、「初歩的な証明」の程度である。学説では、「初歩的な証明」では、証明度の軽減や表見証明が妥当するとの立場が主張されている⁶³⁾。すなわち、環境不法行為の場合における因果関係の証明については、被告は「合理的な疑いを排除できる」という基準を達しなければならぬが、原告は「事実の存在が可能である」という基準を達成すればよいとするのである⁶⁴⁾。

ところで、同じく因果関係についての推定規定を持つドイツの環境責任法では、「操業経過、使用された設備、投入もしくは放出された物質の種類と濃度、気象学的な条件、損害発生の時間と場所、損害像」その他の一切の事情に照らして、「生じた損害を惹起するのに適する場合、その損害

60) 日本語の紹介は、櫻井次郎「中国における環境汚染被害とその救済の現状」環境研究150号21頁以下参照、同「環境公害訴訟の事例研究 福建省寧徳市屏南県のケース」北川秀樹(編)『中国の環境問題と法・政策』(法律文化社、2008年)84頁以下。

61) 櫻井次郎「中国における環境汚染被害とその救済の現状」環境研究150号22頁。

62) 関麗「環境侵權訴訟中如何分配双方的立証責任」中国審判2007(12)65頁。

63) 胡中華「環境汚染侵權責任成立的举証責任分配」法学雜誌2005(5)131頁、呂忠梅「環境侵權訴訟証明基準初探」政法論壇2003(5)32頁、馬翔生「環境侵權下の因果關係推定」河北法学2007(3)115頁-116頁。

64) 呂忠梅「環境侵權訴訟証明基準初探」政法論壇2003(5)32頁。

はこの施設により生じせしめられたものと推定される」とされている⁶⁵⁾。中国の仕組みは、このドイツの因果関係の推定規定と比べて、より原告の立証負担を軽減しうるものなのかどうか。また日本の蓋然性説は、相当程度の蓋然性の証明度（少なくとも50%以上と思われる）を基礎として、因果関係の証明緩和を図ろうとしているが⁶⁶⁾、中国の「初歩的な証明」（「事実の存在が可能である」ことの証明）がこれとどう異なるのか。このように、中国環境不法行為法における因果関係に関する証明責任の転換ルールは、まだその内容が十分に明らかになっていないと言えない。【3】事件の最高人民法院判決や【4】事件判決のように、証明負担を全面的に被告に課す考えは、被害者救済を強力に推し進めるものであるが、被告にとっても企業外のさまざまな事情を前に因果関係の不存在を立証することは不可能に近い場合があることを考えると、妥当ではない。したがって、原告にも一定の証明負担を課すのが現実的である。ただそうすると、次に、原告にどの程度の証明負担を課すべきかが問題となる。この点について、【3】事件の再審判決は「因果関係の推定のための前提条件」の証明を、また、学説は因果関係に関する「初歩的な証明」を原告に要求する。こうした考えをどのように理論化していくのかについては、まだ十分に議論が尽くされているとはいえない。したがってこの点が、今後の課題となるだろう。

3. 違法性要件の要否

中国の民法学界では、行為の違法性を不法行為責任の要件とするべきかどうかについて、争いがある。

まず、伝統的通説とされる違法性必要説は、行為に対する客観的な評価基準として、違法性の意義を強調する⁶⁷⁾。そして、この違法性要件を設定

65) 吉村良一『公害環境私法の展開と今日的課題』（法律文化社、2002年）81頁-82頁。

66) 吉村良一『不法行為法（第4版）』（有斐閣、2010年）105頁-106頁。

67) 中央政法幹部学校民法教研室編著『中華人民共和國民法基本問題』（法律出版社、

することにより、責任成立範囲の限定や⁶⁸⁾、道徳主義的な責任論の排除といった効果を期待する⁶⁹⁾。一方、違法性不要説は、一般的不法行為責任を定めた民法通則106条2項が文言上、違法性要件を規定していないことや⁷⁰⁾、過失の客観化にともない、違法性要件を置く必要はなくなったことなどを論拠として、過失、損害、因果関係の3要件からなる責任要件論を主張する⁷¹⁾。

ところで、不法行為法のなかでもとりわけ環境不法行為の領域では、以上のような一般理論に関する議論とは別の観点から、違法性要件の要否が問題となっている。すなわち、公法上の環境基準に関する法規の違反との関係で、違法性要件を置くべきかどうか議論されているのである⁷²⁾。

(1) 条文との関係

この論争のそもそもの発端は、民法通則124条と1989年に制定された環境保護法41条との関係にある。民法通則124条は、「国の環境保全、汚染防止規定に違反して環境を汚染し、他人に損害を与えた場合には、法により民事責任を負わなければならない」と規定する。これに対し、環境保護法

1958年)324頁。違法性必要説の代表は、張新宝『中国侵權行為法(第二版)』(中国社会科学出版社,1998年)83頁-91頁および楊立新『侵權責任法』(法律出版社,2010年)68頁である。もちろん、現在の違法性の概念は、早期の簡単な定義に比べて、より豊富なものになっている。その典型のひとつは、「該当行為が最も広い範囲で法律(条令,司法解釈,部局規定,判例などを含める)上の規定,または公序良俗などの精神に違反し,さらに,具体的にいえば加害者が履行すべき義務に違反すること及び加害者が被害者の民事權益を侵害したため被害者に財産に人身に不利益をもたらすこと」という定義である(張新宝『中国侵權行為法(第二版)』(中国社会科学出版社,1998年)91頁参照)。

68) 葉金強「侵權構成中違法性要件の定位」法律科学2007(1)101頁。

69) 黄海峰「違法性,過錯と侵權責任の成立」民商法論叢第17巻52頁-53頁。

70) 「民法通則」第106条2項によれば,過失,損害事実(「国家,集團の財産を侵害し,又は他人の財産,人身を侵害した」),因果関係(「によって」)という要件が文言上規定されているが,違法性に関する文言は存在していない。

71) 違法性不要説の代表は,王利明『侵權行為法歸責原則研究』(中国政法大学出版社,1992年),孔祥俊,楊麗「侵權責任要件研究」(上,下)政法論壇1993(1,2)である。

72) 初期の論争については,片岡直樹『中国環境汚染防治法の研究』(成文堂,1997年)第8章参照。

41条は、「環境を汚染した者は、危害を排除し、直接の被害者を賠償する責任を負う」と規定し、「環境保全、汚染防止規定」への違反を責任要件としていない。

国家環境保護局（当時。現在の環境保護省）が1991年に公表した公定解釈、「環境汚染損害賠償責任の確定の問題に関する回答」は、この問題につき、次のように述べている。「賠償責任を引き受ける法定条件は、汚染物排出単位が環境汚染危害を作り出し、その他の単位あるいは個人をして損失を被らせることである。現行の法規は、過失の有無および汚染物の排出が基準を超過しているか否かを、汚染物排出単位が賠償責任を引き受けるか否かを確定する条件とはしていない⁷³⁾。また、2009年不法行為法の草案（二次審議稿）68条は、次のように規定している。「汚染物の排出が規定の基準に符合しているにもかかわらず、他人に損害を与えたときは、汚染物排出者が相応の賠償責任を負わなければならない⁷⁴⁾。これらを見るかぎり、環境基準に対する違反は、民事責任の要件とはなっていない。これは、不法行為法の一般理論との関係では、違法性不要説に親和的な立場であると言うことができる。

2009年不法行為法65条は、環境保護法41条と同様、違法性という文言を置いていない。しかし同時に、上述の草案68条とは異なり、環境基準に対する違反が責任要件にならないことが明示されているわけでもない。したがって、2009年不法行為法65条が、違法性＝環境基準違反を責任要件としているのかどうかは、必ずしも明らかではない。

（2）学説の議論

では、学説は、この問題をどのように考えているのだろうか。これに関しては、上述の違法性必要説と違法性不要説との間で対立がみられる。

73) 同解釈の日本語の紹介としては、片岡直樹『中国環境污染防治法の研究』（成文堂、1997年）488頁がある。

74) 草案二次審議稿の具体的条文は、早稲田大学現代中国法研究所の公式ウェブ <http://wgenchuken.law.officelive.com/> 参照。

(a) 違法性必要説 まず、不法行為法の一般理論として違法性必要説をとる論者は、当然のことながら、環境不法行為においても違法性要件を必要とする。ただし、ここで注意すべきは、違法性要件を設定することが、環境基準違反を責任要件に組み込むことと、必ずしも同義ではないということである。これは、違法性をどのようなものとして理解するのかにかかわっている。これに関しては、次の3つの説が考えられる。第一に、違法性を環境基準を定めた法規に対する違反と捉える説、第二に、法規違反のほか、「法律の基本原則」に対する違反をも考慮する説⁷⁵⁾、第三に、損害の発生をもって行為の違法性を肯定する説である⁷⁶⁾。違法性肯定説に属する論者の多くは、環境基準に適合していても、そのことが行為の違法性を排除するわけではないとしている⁷⁷⁾。これは、第二または第三の説をとったものと考えられる。

また、こうした問題とは別に、違法性必要説の論者は、違法性要件に独特の機能をもたせようとする。環境不法行為の領域で違法性を要件としなければ、責任成立範囲は広くなりすぎ、企業に厳しい責任を課すことになる。したがって、被害者の保護と企業活動の保護とを調整する枠組みとして、違法性要件を設定するべきだというのである⁷⁸⁾。これは、環境基準に違反した場合でも民法上は違法でないという判断を導きうる点で、違法性必要説の別の側面を明らかにしたものといえるだろう。

(b) 違法性不要説 一方、違法性不要説は、違法性要件を不要とし、損害事実の発生と因果関係があれば、環境基準に適合する行為であっても責任が成立すると主張する⁷⁹⁾。この説は、環境保護法41条が民法通則

75) 張新宝『中国侵權行為法(第二版)』(中国社会科学出版社,1998年)532頁。

76) この考え方は、違法性不要説に極めて接近していると考えられている。

77) 環境基準は、汚染のコストを徴収するための基準であり、行為の違法性とは別問題であるとされる。

78) 陳聰富「環境汚染責任之違法性判断」中国法学 2006(5)95頁-96頁。

79) 金瑞林『環境法学(第2版)』(北京大学出版社,2007年)137頁、蔡守秋『環境資源法教程』(高等教育出版社,2004年)401頁以下。

124条の特別法にあたること、後法が前法に優先することを条文上の根拠とし、被害者救済を強力に推し進めようとするものである。それによると、環境汚染による被害は、複合的な原因が長期にわたって蓄積されることによってもたらされる。こうしたなか、違法性を要件に加えるならば、責任成立範囲が不当に狭くなり、被害者救済が十分に行えなくなる。したがって、環境不法行為の分野では、損害事実の発生を責任根拠の中核に据えるべきだといっているのである⁸⁰⁾。

ところで、注意すべきは、環境不法行為の場合、中国と日本において「違法性」の役割には、違うところがあると思われる点である。日本では、違法性は、「権利侵害から違法性へ」の学説の展開において、権利侵害の狭さを克服するために提出された概念である⁸¹⁾。すなわち、不法行為の範囲を拡張するために、この概念を用意するというものである。しかし、中国では、従来権利の範囲が狭いという問題は存在しないので、「違法性」概念は、その役割を持っていない。逆に、中国では、環境不法行為の場合に、賠償を認める範囲が広過ぎることを防止するために、違法性概念が必要とする考え方があるのである⁸²⁾。

4. 差 止 め

環境利益は、ひとたび侵害されれば、回復困難な法益であるため、損害賠償による事後的な救済だけでは不十分である。したがって、差止めが必要となっている。しかしながら、日本でも中国でも、環境汚染の差止めについては、その根拠論と要件論を中心に、様々な議論が展開されている。

日本法とは異なり、中国法では、1986年に制定された民法通則以来、差止めに関する明文規定がある。2009年不法行為法15条1項は、民法通則

80) 竺効「論環境汚染賠償責任の特殊要件 兼評『侵權責任法（草案）二審稿第68条』」
政治与法律 2009（12）12頁-13頁。

81) 吉村良一『不法行為法（第4版）』（有斐閣、2010年）29頁-34頁。

82) 陳聰富「環境汚染責任之違法性判断」中国法学 2006（5）95頁-96頁。

134条1項を受け継ぎ、「権利侵害責任」の「負担方式」として、「侵害の停止」(同項1号)、「妨害の排除」(同2号)、「危険の除去」(同3号)を挙げている。これらの負担方式がどのようなものであり、互いにどう限界づけられるのかは、必ずしも明らかではないが⁸³⁾、少なくとも日本法における差止めには相当することはたしかである。

(1) 差止めの理論的位置づけ

ところで、この3つの効果、および「財産の返還」(2009年不法行為法15条1項4号)を理論的にどう位置づけるべきかについては、不法行為請求権と物権的請求権などの絶対権請求権との関係をどのように解するべきかという問題ともかかわって、かねてより争いがある。まず、不法行為請求権と絶対権請求権を区別せず、不法行為請求権のなかに絶対権請求権を吸収するべきとする説がある(吸収説)⁸⁴⁾。これによると、差止めと原物返還は、ともに不法行為責任の負担方式として一括されることとなる⁸⁵⁾。これに対し、絶対権請求権と不法行為責任の負担方式とを区別すべきであるとする説がある(分別説)。この説は、過失を要件とせず、時効制度の適用がない点に、絶対権請求権の意義を認めるのである。したがって、この説をとった場合、絶対権請求権としても捉えることができる差止めや原物返還を不法行為責任の負担方式として規定してしまうと、解釈論上、混乱が生じることとなる⁸⁶⁾。また、この2つの説の折衷説も提唱されている。

83) 張新宝『中国侵權行為法(第二版)』(中国社会科学出版社,1998年)184頁-186頁,李慧玲「排除危害環境污染民事責任構成要件研究」湖南師範大學學報2007(2)69頁。

84) 魏振瀛『『民法通則』規定的民事責任』現代法学2006(3)54頁。

85) ただし、一部の論者は、過失要件の要否や時効に関しては、他の負担方式との関係で区別してもよいとしている(魏振瀛「制定侵權責任法学的學理分析」法學家2009(1)41頁-47頁)。

86) 崔建遠「絶対権請求権抑或侵權責任方式」法学雜誌2002(11)40頁-42頁。2009年不法行為法を検討する日本の論稿にも、中国のように「侵害の停止,妨害の排除,危険の除去といった予防的な措置を損害賠償等と並ぶ『責任の方式』として取り入れていることを、『損害の発生』を必要とする伝統的な権利侵害要件論の枠内で説明するのは必ずしも容易ではない」と指摘するものがある(住田尚之「中国における新しい不法行為法の制定」ジュリスト1406号51頁)。

この説は、絶対権請求権と不法行為責任の負担方式を区別したうえで、差止めと原物返還を原状回復とみなし、これを不法行為責任の負担方式として位置づけるというものである⁸⁷⁾。

(2) 環境保護法41条との関係

ところで、環境不法行為にかぎっていうと、民法通則134条や2009年不法行為法15条のほか、環境保護法41条にも差止めに関する規定がある。同条はその効果として、損害賠償のほか、「危険の排除」を規定している。そこで、これが民法通則や2009年不法行為法における「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」とどのような関係にあるのかが問題となる。この点については、中国の法学界において共通の理解は得られていない。いずれにせよ、根本的な問題は、「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」をそれぞれどのように理解するのかにかかっているといえる。

(3) 差止めの方法と要件

伝統的な理解によると、民法通則134条や2009年不法行為法15条で規定されている3つの方式のうち、「侵害の停止」は人格権および知的財産権の保護と⁸⁸⁾、また、「妨害の排除」、「危険の除去」は物権の保護と結びついている。そこで、環境不法行為の場合の差止めを考えるにあたって、こうした法益と負担方式との対応関係を維持すべきかどうかの問題となる。維持する場合には、人格権侵害においてはもっぱら「侵害の停止」が、また、所有権侵害においてはもっぱら「妨害の排除」と「危険の除去」が認められることになる。一方、こうした硬直的な考えにとらわれず、不法行為責任の負担方式としてこの3つの方法を対等に取り扱うならば、環境に関する「民事權益」の侵害全般に、この3つの方式が与えられることになる⁸⁹⁾。立法上は、3つの方法を対等に取り扱い、「民事權益」の侵害全般を適用させることになっている。

87) 周友軍「我国侵權責任形式的反思」法学雜誌 2009(3) 19頁-22頁。

88) 張谷「作為救濟法的侵權法，也是自由保障法」暨南學報 2009(2) 20頁以下。

89) 張谷「作為救濟法的侵權法，也是自由保障法」暨南學報 2009(2) 20頁。

ところで、人格権や所有権以外の法益の侵害を差止めの対象とする場合、その要件をどのようなものにするべきかが問題となる。この点について、2009年不法行為法15条1項は、不法行為責任の負担方式として差止めが認められるとしているのみで、具体的な要件を明らかにしていない。そのことは差止めの適用に困難をもたらしている⁹⁰⁾。日本法においては、生命・身体・自由の侵害の場合には侵害のみをもって差止めを認め、利益侵害の場合には受忍限度を超えていること 違法性 をもって差止めを認めるといふ考えがある⁹¹⁾。このような日本の考えが中国法でも妥当するのかどうかは、今後の課題となるだろう。

お わ り に

本稿は、2009年不法行為法へと至る立法論の展開をおさえたうえで、中国における環境民事責任法理の現在の到達点を明らかにしてきた。最後に、これまでに指摘してきた点をいま一度整理し、今後の展望を示すことにしよう。

まず、因果関係の立証に関しては、2009年不法行為法66条の因果関係に関する証明責任の転換ルールをどのように理解するべきかにつき、理論的検討が急がれる。本論で述べたとおり、同条のルールに関しては、被告側に全面的に証明責任を負担させるべきではなく、まずは原告側に一定の負担 「初歩的な証明」 を課すべきだというのが、学説の大方の見方である。こうした証明負担の分配のあり方をどのようなかたちで理論的に

90) 羅麗「環境侵權侵害排除責任研究」河北法学 2007(6)116頁-118頁。

91) 大塚直「差止と損害賠償」『民法改正と世界の民法典』(信山社、2009)137頁は、この考え方に基づく立法提案を行っている(条文は、『民法改正国民法曹学界有志案』(法律時報増刊)(日本評論社、2009年)232頁参照)。この考え方は、より詳しく、操作性も高いが、差止めのこのような「2段階構造」については、権利と利益の限界や、それぞれの差止めの根拠の問題など、なお議論の余地があるのではないかとと思われる。これに対して、中国の規定は抽象的であるが、日本のやり方と比べて、解釈の弾力性や、新しい權益の配慮などの点でも、利点があるように思われる。

精緻化していくべきかについては、ドイツ法や日本法など諸外国の動向をも視野に入れた本格的な検討が必要となるだろう。

次に、違法性要件の要否に関しては、まず、環境基準との関係が重要である。環境基準に対する違反を民法がどのように受けとめるべきかについては、公法と私法との関係をめぐる議論⁹²⁾ともかかわって、慎重な考慮が必要である。また、より具体的なレベルの問題として、違法性要件の機能に関しても、注意を向ける必要がある。環境不法行為において、違法性要件を設定すべきかどうかについては、次の2つの方向からの問題設定が可能である。ひとつは、環境基準違反がなくても違法性を肯定し、不法行為責任を成立させるべきかという問題、もうひとつは、環境基準違反があっても民法上の違法性はないとする余地を認めるべきかという問題である。こうした正反対の機能をもちうる違法性を、責任要件論にどのようなかたちで組み込むべきか あるいは、組み込むべきでないのか については、今後、議論を詰めていく必要があるだろう。

最後に、差止めに関しては、中国では、条文上の法理となっている点で、立法論としては日本法⁹³⁾よりも先を行っているとみることができる。しかし、本論で述べたとおり、2009年不法行為法15条1項は、差止め「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」が不法行為責任の負担方式のひとつであると述べるにとどまっており、具体的な要件論については、まだ十分に議論が詰められていない。したがって、この点に関しては、議論の蓄積のある日本法の動向を視野に入れながら、本格的な検討が行われなければならない⁹⁴⁾。

92) 吉村良一「公私の交錯・協働と私法の『変容』」立命館法学323号277頁以下、同「公法と私法の交錯・協働 民法学の視点から」法律時報81巻2号62頁以下参照。

93) 最近の日本の民法改正論議については、大塚直「差止と損害賠償」『民法改正と世界の民法典』（信山社、2009）129頁以下。

94) 日本には差止めを認める明文規定がないため、差止めの法的構成をめぐる議論が行われている。その中に、物権的請求権、人格権などの権利説、生活利益説（不法行為説及び違法侵害説）、権利侵害の場合には権利説を採用し、権利侵害に入らない利益を侵害された場合には生活利益説を採用する二元説などがある（吉村良一「公害差止法理の展開と

最後に挙げた点を次稿の検討課題としつつ、本稿を終えることにしたい。

課題」『環境・公害法の理論と実践：牛山積先生古稀記念論文集』（日本評論社，2004年）216頁以下参照）。このような中で、中国の差止め規定とそれをめぐる議論は、日本にとっても参考となると思われる。他方で、日本における差止めに関する議論、特に差止めの法的構成論は、中国にとっても興味深いものがある。なぜなら、差止めの法的構成に関する議論は、同時に、差止めの要件効果の具体的問題にも意味を有するからである。特に中国の差止めに関する明文は、要件に関する具体的規定を持ってないため、日本の議論は参考になると思われる。